

### 法人事業税の分割基準

法人事業税の分割基準は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から次のとおりになっています。

事業		分割基準	
		平成29年3月30日以前に終了する事業年度	平成29年3月31日以後に終了する事業年度
非製造業	銀行業、証券業、保険業、運輸・通信業、卸売・小売業、サービス業等	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業員数	
製造業		従業員数（資本金1億円以上の法人：工場の従業員数1.5倍）	
鉄道事業、軌道事業		軌道の延長キロメートル数	
ガス供給業、倉庫業		事務所等の固定資産の価額	
電気供給業	発電事業		
	送配電事業	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額	課税標準の3/4：発電所に接続している電線の電力の容量 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額
	小売電力事業		課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業員数

### 申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類		納める税額		申告と納税の期限	
①中間申告 (事業年度が6か月を超え法人税の中間申告額が10万円を超える法人、収入金額課税法人、外形標準課税法人)	(1) 予定申告	法人県民税	前事業年度の法人税割額 × 6 / 前事業年度の月数 + 均等割額 ※1	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	
		法人事業税	前事業年度の税額 / 前事業年度の月数 × 6 ※1		
	(2) 仮決算に基づく中間申告	法人県民税	法人税額 × 税率 + 均等割額		[均等割額 = 均等割の税率 × 算定期間中に事務所等を有していた月数 ÷ 12]
		法人事業税	仮決算の所得(収入)金額 × 税率 ※2 仮決算の所得割、付加価値割及び資本割の合算額		
②確定申告 (③④に該当するものを除く)	法人県民税	(法人税額 × 税率 + 均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日の翌日から2か月以内 申告期限の延長の承認を受けた場合は、その指定した日 平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産が確定した場合は、残余財産が確定した日から1か月以内		
	法人事業税	所得(収入)金額 × 税率 - 中間納付額 ※2(各事業年度に係る所得割、付加価値割及び資本割の合算額) - 中間納付額			
③平成22年9月30日以前に解散した法人の申告 (平成22年10月1日以後に解散した法人は解散後も確定申告を行います。)	(1) 清算中の事業年度が終了した場合の申告	法人県民税	法人税額 × 税率 + 均等割額	事業年度終了の日から2か月以内	
		法人事業税	所得(収入)金額 × 税率 ※清算中の事業年度に係る所得(収入)割及び付加価値割の合算額		
	(2) 残余財産の一部を分配又は引渡しした場合の申告	法人県民税	法人税額 × 税率	分配又は引渡しの日の前日	
		法人事業税	分配額のうち解散当時の資本金の額等を超える部分 × 税率		
	(3) 残余財産が確定した場合の申告	法人県民税	(法人税額 × 税率 + 均等割額) - 清算中の予納額	残余財産の確定の日から1か月以内	
		法人事業税	清算所得金額 × 税率 - 清算中の予納額		
④公共法人、公益法人等で法人税が課税されないもの	法人県民税	均等割額	4月30日		

※1 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度予定申告については、次の経過措置が設けられています。

- ・ 法人県民税 前事業年度の法人税割額 × 1.9 / 前事業年度の月数 + 均等割額
- ・ 法人事業税 前事業年度の法人事業税額 / 前事業年度の月数 × 6.3

※2は、外形標準課税対象法人に適用

●法人県民税と法人事業税を併せて申告、納税することになっています。

●法人県民税の場合、2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の法人税割額は、関係都道府県ごとの従業員数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納税することになっています。

●法人事業税の場合、2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類によって従業員数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数又は事務所・事業所数と従業員数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告し、納税することになっています。